

# 戦国期の「得分」めぐる戦国権力と地主の相剋

——「買地安堵」を中心として——

木 元 英 策

はじめに

戦国期の「得分」をめぐる問題は、それが年貢を大幅に上回る高斗代であること<sup>①</sup>、主に地主層に集積されている事実であろう。

ここでは、その地主層について、戦国権力層（戦国大名や国人領主）の被官となりつつも、居住村落に規定され、村落の運営にも関わる層<sup>②</sup>地侍・土豪と呼ばれる階層であると定義したい。彼らがいわば戦国権力の支配を受ける階層でありながら、大きな富（高斗代の得分）を集積していることに、戦国権力はどのように対応したのであるか。

戦国大名が「作あい（得分）容認権力」であったか否かについての論争もあり、これまで同論争は、戦国大名がおこなう検地の分析を通じて争われてきた。このため、本稿もまた、論考の対象として検地を含めるが、主に検討するのは買地安堵である。

知行地の承認（安堵）は相続による遺跡安堵が主であるが、売買や贈与などの場合にもおこなわれ、それを買地安堵と呼んでいる。後述するとおり、買地安堵は、地主層が集積した戦国期の「得分」を顕在化させる手段ともな

りうる。したがって、この制度を通じて在地社会をみたときに、戦国大名と地主間の相剋関係を浮き彫りにすることができると考えるからである。

その戦国期の買地安堵に関する本格的な論考は、奥州伊達氏の買地安堵制について論じた藤木氏を嚆矢とする<sup>③</sup>。続いて下村效氏が長宗我部領国における買地安堵について論じているが<sup>④</sup>、とくに下村氏は、長宗我部氏が家臣の買得地を安堵して給地化することにより、軍役を確保しようとしている点に注目している。

下村氏は論文の中で長宗我部氏が家臣の買得地に「買地判前」を与え、安堵していることを明らかにした。ここでいう「買地判前」というのは長宗我部氏が家臣の買地に与える判物のことである。長宗我部氏は、地検帳に「藤崎孫左衛門買地給二入」などとあるとおり、家臣（この場合は藤崎氏）の買地に判前を与えて給地として宛行う形をとっていた。つまり、家臣の買得地を「買地判前」の地とすることにより、長宗我部氏は安堵した土地にみあう軍役を家臣に求めることができるのである<sup>⑤</sup>。

このようにまず買地安堵研究は、戦国大名の領国支配という観点で主に論じられてきた。ただし、戦国大名が軍役確保のために積極的に買地安堵という制度を活用したのか、つまり、戦国大名は買地安堵の主体となりえたのかという点において課題を残しており、そうした課題は、土地売券や戦国大名の安堵状・宛行状が多く残る若狭地域を対象にした研究に引き継がれた。

若狭地域の売券や安堵状にいち早く注目したのは藤井讓治氏<sup>⑥</sup>だったが、その後、河村昭一氏<sup>⑦</sup>・水藤真氏<sup>⑧</sup>らにより、研究が進められた。本稿との関連でいうと、河村氏が地主層と戦国大名との関係にまで踏み込み、地主層の視点で買地安堵をとらえていることは特筆に値しよう。

本稿ではまず第一に、この河村論文および水藤論文が残した事蹟をより発展させる形で、若狭地域における戦国大名武田氏と地主の得分をめぐる関係をみていきたい。具体的には買地安堵が史料に現われる時期や手続き上の問

題点、さらに安堵の対象が戦国期の得分（つまり、売券・寄進状などに「加地子」「徳分」「得分」と記載され、地主層が集積する余剰生産物）であることを確認した上で①買地安堵の主体が申請する側（土豪・地主層）にあること②彼らが上級権力である戦国大名に安堵を求める理由に「きようぼうのやから競望之族」の存在があること③さらには、武田氏が買地安堵を通じて掌握した地主の得分をどのようにとらえ、なおかつ、取収体系の中に包摂しようとしたのか④一方、地主層はその武田氏にどのような対応をみせているのか——を明らかにしていきたい。

しかし、一地域だけでは、戦国期を通じて戦国権力と地主層の得分をめぐる関係を論じたことにはならない。そこで、今川氏真および織田信長と地主・土豪層との相剋関係について、先に述べたような観点から、特徴的な事例を抽出して比較検討したい。

なお、本稿が武田に加えて今川と織田を組上にあげるのは、今川がのちに没落する権力であり、一方の織田が畿内を中心に織田政権を成立させる権力であるためである。この二つの戦国権力が地主との関係をどうとらえているのか——それを社会経済史的に問い直すことは、二つの権力の性格をあらためて浮き彫りにできるといふ副次的な成果を期待するからである。

## 第一章 若狭における買地安堵と得分

### 一 買地安堵をめぐる諸問題

まず買地安堵をめぐる基本的な事項を整理しておこう。

#### 【買地安堵の時期】

若狭武田氏が発給する文書などをもとに歴代武田氏当主と文書発給の頻度を比較した水藤氏の研究により、五代当主武田元信から六代元光・七代信豊に及ぶ三代の治世に、文書が集中していることがわかる。とくに本稿と大き

く関連する安堵状については計三十六通のうち、この三代に三十四通が集中している。水藤氏によると、この三代の治世は延徳二年（一四九〇）から永祿三年（一五六〇）までと、およそ十五世紀末から十六世紀半ばごろまでに及んでいる。買得地を対象にした事例が史料に現われてくるのは、永正年間になってからである<sup>10)</sup>。

たとえば永正十年（一五一三）十一月十九日付で五代目武田元信が若狭の神宮寺に対して「当寺諸寄進買得田畠山林等并坊中同前事、任証文旨、寺領永代不可有相違<sup>11)</sup>」として、寄進や買得による寺領を一括して安堵している。

その後、六代元光の時代の大宝三年（一五二三）十一月十七日には、その神宮寺がおこなう「向後の買得<sup>12)</sup>」についても安堵としている。

神宮寺のような地方寺院も田畠山林などを買得する地主としての側面を持っているが、本稿の対象である土豪層（地主）に対する買地安堵とは基本的に区別して考えたい。林文理氏は若狭地域の安堵状を分析した結果、戦国大名側が地方寺院などへ買地安堵をおこなう理由として、その見返りに「修理勤行や国家祈禱等を要求していた」と論じている<sup>13)</sup>。一方、武田氏が土豪層へ買地安堵をおこなうのは、後述する別の目的があるからであり、主に戦国大名が宗教上の理由で地方寺院に見返りを期待する場合とは趣を異にしている。

その土豪層への買地安堵は、天文年間になって史料に現われてくる。次の史料は三方郡耳庄の土豪野崎二郎右衛門尉が兪政から山子谷という在所の作職を買得した際の売券である。

《史料一》野崎宇左エ門家文書2 『福井県史 資料編8 中・近世六』所収  
永代売渡申作職山田之事

合巻所 但在所山子谷ニ在之、

右彼下地者、依有要用、作職永代売渡申処実正也、但毎年大塩長門守殿へ年貢壹斗五升納所候て、作職末代可有御知行候、此上ハ兎角申者有間敷候、仍後日之永代売券状如件、

天文拾五丙午二月一日 愈政（花押）

野崎二郎右衛門尉殿

まいる

この売券に「但毎年大塩長門守殿へ、年貢壹斗五升納所候」とあり、若狭国遠敷郡を本拠とする国人領主（武田氏被官）大塩長門守<sup>1)</sup>へ、毎年一斗五升の年貢を納めていることから、この野崎二郎右衛門尉が国人領主の支配を受ける土豪層だったことが確認できよう。

野崎二郎右衛門尉はこの七年後、七代目当主の武田信豊から安堵状をたまわり、同日付で安堵される買得地の目録が発給されるのである。

【買地安堵の手続き】

次に、その安堵状と目録をあげる。

《史料二》野崎宇左エ門家文書3 『同』所収

若州三方郡耳庄之内野崎次郎右衛門尉抱分買得付永作職等之事 目録別紙在之、沽主雖有相違之儀、不可有異儀、并國中買地方臨時之諸役申付族雖在之、不混自余令免除者也、然者任支證目録親讓之旨、無他妨永代知行不可有相違状如件、

天文廿二年十一月十日 武田信豊（花押）

《史料三》野崎宇左エ門家文書4 『同』所収

武田信豊（花押）

耳庄之内処々買得目録之事

一、参段者

沽主 山本中務丞

戦国期の「得分」めぐる戦国権力と地主の相剋

一、壹段者 同 大塩次郎左衛門尉

一、貳段者 四ヶ処新開 同 木村

永作職分

(中略)

右条々、任代々持伝旨被成御判上者、向後如何様之族雖有出来、永代知行不可有相違之由被仰出者也、仍下如件、

天文廿二年十一月十日 左衛門尉(花押)

野崎次(二)郎右衛門尉が取得した買得地や永作職が武田信豊によって安堵され(《史料二》)、領主の判物を与えられた土地として《史料三》の目録が意味を持つてくるのである。このように安堵状と買得地の目録がセットになつて発給される例は当該地域において多く見受けられる。

それでは、その安堵状と目録がどのような手続きを経て、発給されるのかをみていこう。このいずれもが天文二十二年(一五五三)十一月一日付であり、まず武田氏側から野崎氏へ一括して発給された文書だということがわかる。しかし、買得地の目録がないと、武田氏側も安堵のしようがない。したがって、まず野崎氏から買得地目録の提出を受け、それをもとに安堵する土地の目録を作成する必要がある。そうして作成した目録に当主の袖判を捺し、安堵状とあわせて発給したと考えられる。この買地安堵の手続きについては、水藤氏が発給文書の筆跡などをもとに精査しており<sup>15)</sup>、それをまとめると、次のとおりとなる。

①まず、安堵を求める側が武田氏側の奏者に目録を提出する②奏者の祐筆が目録に安堵文言を加えて清書する③武田氏当主の祐筆が安堵状を作成する④決済日に武田氏当主の祐筆が安堵状に日付を入れ、当主が買得地目録と安堵状に加判する⑤奏者が目録に署名して安堵状と買得地目録を発給する。この手続きを野崎氏のケースにあてはめ

ると、《史料三》の「左衛門尉」が①でいう武田氏側の奏者にあたらう。

【買地安堵の対象】

《史料四》西福寺文書49 『福井県史 資料編9 中・近世七』所収

永代うり渡田地つほつけもくろくの事

一、壹段 分米 壺石三斗 在所なから

段錢百文

一、半 分米 六斗五升 同うわ屋しき

段錢五十文

一、壹段 分米 壺石 同かミの上

段錢百文

一、半 分米五斗 同かミの上

段錢五十文

一、半 分米 六斗五升 同山のかミの本

段錢五十文

一、三畝 分米 三斗 同きひかわら

一、壹段 分米 壺石四斗 同ミやのまへ

百四十文くほうたんせん

一、壹段 分米 壺石二斗 同中しま下

百四十文くほうたんせん

右もくろくの旨永代御知行あるへく候、

長沢四郎二郎

重次（花押）

天文十九年戊庚九月卅日

沼田菊松殿参

この「つほつけ（坪付）もくろく（目録）」は、室町幕府の奉公衆である三方郡熊川の国人領主・沼田菊松が長沢四郎二郎重次から買得した田地をまとめた目録である。ここでは安堵状の掲載を省略したが、沼田氏はこの坪付目録を長沢四郎二郎から受け取った翌月、安堵状と共に、武田信豊からの買得目録を受給している。これも前項でみた手続きにのっとり、申請者（国人の沼田氏）の側から提出した坪付目録をうけ、戦国大名の武田氏が安堵状と買得地目録を発給した例である。次に、その買得地目録を示す。

《史料五》西福寺文書51『同』所収

武田信豊（花押）

三方郡耳庄新庄之内処々買得目録之事

一、老段	在処長良	段錢百文	沽主長澤四郎次郎
一、半	同上屋敷	同五拾文	同 同前
一、老段	同カミノ上	同百文	同 同
一、半	同前	同五拾文	同 同
一、半	同山神之本	同五拾文	同 同
一、参畝	同キヒ河原	同	同 同



- 一、壹段 同宮之前 同 同
- 一、壹段 同中嶋下 同 同
- 一、八畝 同田シロ 同 同
- 一、壹段半 同太郎別当 同百五拾文 同 ヨリツミ彦三郎
- 同 四郎(次)三郎
- 一、半 同深田中宮前 同 同前

(中略)

(紙継目)

以上

右任目録沽券之旨、無他妨永代知行不可有相違之由、被仰出者也、仍執達如件、

天文拾九年十月廿日

大和守(花押)

沼田菊松殿

先の坪付目録に書かれた計八筆(「なから」から「中しま下」の部分と、この「買得目録」に記載された「田シロ」を除く長澤四郎次郎沽却分(計八筆)を対照させたものを次頁に《表》として掲げた。

表からわかるとおり、「坪付目録」をみると、「買得目録」には記載されていないものの、「長良」の「壹石三斗」から「中嶋下」の「壹石二斗」まで、実際には一筆ごとに「分米」の記載がある。いったい、この斗代は何を意味するのか。

そこで「坪付目録」記載の各「段銭」と各「くほうたんせん(公方段銭)」のちがいに注目した。そもそも、段銭というのは領主の権限にもとづき収納するべきものであり、経済行為とは無関係に、いわば経済外的強制力を持つ。

在所	つほつけ（坪付）目録	買得目録
長良	分米 壺石三斗 段銭百文	段銭百文
上屋敷	分米 六斗五升 段銭五十文	同五拾文
カミノ上	分米 壺石 段銭百文	同百文
同	分米 五斗 段銭五十文	同五拾文
山神之本	分米 六斗五升 段銭五十文	同五拾文
キヒ河原	分米 三斗	
宮之前	分米 壺石四斗 百四十文くほうたんせん	
中嶋下	分米 壺石二斗 百四十文くほうたんせん	

ところが、藤井氏は若狭の売券や寄進状の分析を通じて、こうした領主権の一部をなす段銭徴収権が売買という経済活動によって得分化するケースがあると言及している。<sup>16)</sup>「坪付目録」の作成者は同じ段銭でも「段銭」と「くほうたんせん」とを書き分けているが、「くほうたんせん」の「公方」という表現からみても、それが経済外的強制にもとづき、領主権に属する性格のものであると考えるべきであろう。

だとしたら、次のような結論が導き出されよう。「坪付目録」記載の「宮之前」「中嶋下」の田地の生産物から、それぞれ「百四十文」の「くほうたんせん」を差し引いた残りが「分米」の「壺石四斗」および「壺石二斗」であり、それはまさしく本稿でいう戦国期の「得分」となる。<sup>17)</sup>したがって「長良」から「キヒ河原」までの分米斗代もまた同じく、得分だと考えられる。「買得目録」の計八筆すべてに斗代が記載されていないのは、この目録が安堵を目的として作成されたものだからであろう。売券や寄進状には斗代が示されていないが、安堵目録の場合、安堵される土地の所在が必要なのであって、斗代は別の書類（この場合は坪付目録）に示してあげればよい。その一方、得分化された「段銭」の金額が記載されるのは、それが特殊なケースであるからであろう。

このように沼田菊松は、《表》に記した計八筆のすべてで坪付に記される「分米〓得分」を収取し、段銭と共に、

その買得した得点が武田信豊により、安堵されたのである。

### 【買地安堵の問題点】

戦国大名の武田氏にとってみると、この買地安堵を通じて家臣（被官）の得点を顕在化させ、自ら掌握することができる。沼田氏が室町幕府の奉公衆だったことは前述したが、武田氏から安堵状をもらった時点で武田氏の被官になったといえよう。<sup>(18)</sup>

武田氏の発給文書を研究した水藤氏は五代元信の時代になって発給文書が増えてくる事実に関して「武田元信が、この国（若狭）の支配者であることを何よりも明瞭に表現しており、武田氏の領国支配上の画期を示すものである」としている。たしかに、地方寺院への安堵状発給がその五代元信の治世期にあたる永正年間になって史料に現われることも含めて考えると、水藤氏の指摘は的を射たものといえよう。

ただし、買地安堵は買得目録の提出を受けて手続きをはじめめる必要があり、安堵状や買得地の目録を発給したのが武田氏であるとはいえ、武田氏に目録を提出し、安堵を求める端緒が沼田氏側や前述した土豪・地主層の野崎氏側にあるという事実がある。

前述したとおり、武田氏は申請者側の目録がなければ何を安堵していいのかわからないし、そもそも、目録の提出がなければ、領国内の地主が買得した土地はむろんのこと、土地が生みだす得点を掌握することすらできないのである。そこで買地安堵の主体性をめぐる検討に移りたい。

### 二 買地安堵の目的と「競望之族」

戦国大名がその家臣の土地売買に一定の制限を加えたことはよく知られている。<sup>(20)</sup>それは、家臣の軍役が定量的な所領にもとづいて決められているからであり、たとえば、後述する今川氏も分国法の『今川氏仮名目録』第十三条

で永代売りを禁じている。

当該地域の若狭においても、天文五年（一五三六）二月、兵部少輔信家が熊谷彦右衛門へ「合壹反大」の田地を売却した際の売券に「給所売買之事雖為御停止」とあるとおり、「給所（給地）〓所領」の売買は禁じられている。売主である兵部少輔信家の素性は不明であるが、売券に「拙者給所」とあるとおり、武田氏から給地をたまわる給人（家臣）であるのは間違いない。一方、買主として記載される熊谷氏は三方郡の有力国人（武田氏被官）であり、この売券は家臣間でかわされた典型的な所領売買である。

こうした家臣間売買の対策を買地安堵に求めていることは、同じ売券に記載されている内容により理解できる。そこには「御書を申請沽脚（却）申□□□有別儀候、御書之儀相副可進之処」とあり、一部、文字不詳の部分はあるものの、「御書」を売券などに副えることにより、所領売買を認めていたことがわかる。「御書」とは武田氏当主の判物だと考えられるから、これまで述べてきた買地安堵の手続きを踏めば、例外的に所領売買を認めると解することができる。いわば武田氏は所領売買の事後対策として買地安堵を用いていたのである。

そのことをよく示す例をあげよう。《史料五》の買得地目録と同日付に沼田菊松丸宛てに発給された安堵状の文言に「為扶持宛行沼田菊松丸」とある。安堵した買得地を恩給として沼田菊松丸へ扶持し、武田氏が宛行う形をとっており、これは前述した長宗我部氏と同じ手法である。こうして武田氏は原則的に家臣間の所領売買を禁じながらも、買地を新たに家臣へ扶持する形にして知行制へ組み入れ、安堵した土地にみあう軍役を確保しているのである。

水藤氏が論じたとおり、一方で安堵状の発給急増は、武田氏による若狭の領国化を示す如実な例であるともいえるが、あくまで家臣（地主層を含む）からの「申請」を受けて安堵するという意味においては、「受動的」なものであった。ところが、前出したとおり、武田元信から信豊までのほぼ半世紀の治世の間に多くの安堵状が発給され

ているのである。そうになると、武田氏に安堵を求める「申請者」側の動機付けが必要となる。

その大きな動機として、若狭の買地安堵を総合的に分析した河村氏は「買主が権力に買地安堵を申請する目的は、いうまでもなく買地に対する他者のあらゆる侵害の排除にある」と述べている。<sup>(23)</sup>つまり、地主らが「他者の侵害」を受け、恐れがある場合、その排除を上部権力である戦国大名に願い出て、守るべき権利（得分）を安堵してもらうのである。その「他者の侵害」がおこなわれる状況の一つが徳政であることはいうまでもないが、そのこととは別に「競望」という言葉が若狭地域の安堵状に頻出する。

代表的な文言を次に例示する。

①「万一為本主之由申、寄事於左右、雖及競望、不可能許容者也」（永正十年（一五一三）十一月の武田元信安堵状（24）申請者は神宮寺）

②「万一号關所之地類、又者其領主等替目、各々依無判形、雖為競望、不可能許容者也」（天文八年（一五三九）八月の武田信豊安堵状（25）申請者は神宮寺衆中）

さらに、「領主号名職地類競望之族出来候共、其綺堅可令停止（26）」（傍線部筆者記す）という表現もみられる。

それでは、具体的にどのようなケースが競望関係にあたるのかをみていこう。①の場合、競望関係にあるのは、名主職を持ち、本主権を主張する者であった。次いで②の安堵状は、そこが闕所だとして土地を侵害しようとする者、さらには領主の代替わり時に新しい領主の判形（安堵状）がないことを口実に競望しようとする者の排除を意図している。

ここで、得分をめぐる戦国大名と地主層との関係でより重要な事柄について述べておきたい。《史料二》の安堵状をあらためてご覧いただきたい。三方郡耳庄の土蒙野崎次郎右衛門尉が、買得目録（《史料三》）に記載される「抱分買得付永作職等」について武田信豊から安堵されたことを示す判物である。

この安堵状には「競望」という文言が書かれてはいないものの、実際には「沽主雖有相違之儀、不可有異議」とあり、沽主（売主）を競望の相手としている点では①のケースに該当しよう。そしてもう一つ、次郎右衛門尉は競望する相手を挙げている。「并國中買地方臨時之諸役申付族雖在之、不混自余令免除者也」というくだりの「國中買地方臨時之諸役を申し付ける族」のことである。管見のかぎり、「國中買地方臨時之諸役」という負担はこの安堵状以外に確認できないが、若狭国内において、武田氏は代官らを通じ買得地に臨時の諸役を賦課していたのであろう。つまり、ここでいう「國中買地方臨時之諸役を申し付ける族」とは武田氏の代官のことだと考えられる。

地主層の集積する得分が高斗代を実現していることは前述したが、そうした地主層の利益の一部を臨時諸役として吸い上げることは戦国大名にとって大きな意味を持つ。ところが、武田氏は地主野崎次郎右衛門尉の申請にもとづき、國中買地方臨時之諸役を申し付ける者がいたとしても「自余に混ぜず、免除せしむ」として、その臨時諸役免除のお墨付き（安堵状）を与えているのである。しかも、「國中買地方臨時之諸役」は段銭や棟別銭などと同じ扱いの「国役」であり、国主である武田氏が收取すべき性格の租税である。

したがって、この例をみるかぎり武田氏は得分を給恩の地となし、軍役を通じて知行制に組み入れたとはいえず、地主の得分として成立している戦国期の「得分」を領国の收取体系の中に包摂する機会を放棄したといえる。

## 第二章 今川氏真の買地安堵と検地

### 一 三河における買地安堵

周知のとおり、今川にとつて三河は新しい領国である。分国法である『今川氏仮名目録追加』掲載の「訴訟条目」第一条に「毎月評定六ヶ日。二日、六日、十一日者、駿遠兩國之公事を沙汰すべし。十六日、廿一日、廿六日は、三州之公事を沙汰すべし。但、半年は三州在国すべきの間、彼国にをひて、諸公事裁断すべし」とあり、この

訴訟条目が定められたとされる天文二十二年（一五五三）<sup>27</sup>ごろまでには、三河国が今川の領国になったとみてよろう。

それから七年、今川は三河を支配するが、永祿三年（一五六〇）五月十九日、当主の義元は桶狭間で織田信長によって討ち取られて三河は大きな政治的な転換を迎え、松平元康（のちの徳川家康）は今川と断絶する。

一方、義元の存命中に嫡男氏真が駿河・遠江の支配を委ねられていたことは、永祿元年（一五五八）以降、義元に代わって氏真の判物が今川氏の正式文書として発給されていることから窺われるが、父義元の死後、氏真は、父が三河守に叙せられていた三河の支配もおこなうようになった。ところが、関係断絶した松平氏に西三河南部を征圧され、東三河でも激しい戦いが各地で繰り広げられる。<sup>28</sup>

そうした今川の領国経営が大きく揺らいだ永祿三年から同四年にかけて、三河の寺社などに対する氏真の判物（安堵状・宛行状）が一年あまりの間に計十二通確認できる。<sup>30</sup>氏真の判物の中に、次のように寺社が買得した土地（得分）への買地安堵が含まれている。

《史料六》長仙寺文書『愛知県史 資料編11』所収53

参河国渥美郡弥熊郷上谷長仙寺領之事

一 寺中門前田畠五貫五百、此外山林・坊屋敷有之事

一 弥熊郷内参拾二貫文余并領家錢参貫四百文余、此外買得名主職内徳参拾壹俵之事

一 杉山郷相拘下地八石八斗内半分、為新寄進令寄附之、相残四石四斗、随其年惣郷次可納所事

右、依有年来令收務之由訴訟、任先証為新寄進、諸役不入補任之上者、於彼寺領内名田相定年貢・公役之外、

地檢・段錢・棟別・用脚人足至于竹木迄、守護・地頭・代官使等、任天沢寺殿判形之旨停止之、然者寺増

（僧）或破戒、或及師敵對、当寺於退出者、彼跡職可加伽藍修理事者、守此旨可抽国家安全懇祈之状如件

永祿三申庚年

十二月九日

東高山長仙寺

氏真（花押）

この長仙寺は天平年間に創建された渥美郡田原の古刹で、戦国時代に荒廃するが、天文二十四年（一五五五）に今川義元が寺領を寄進し、大いに滅殺されたとされる。<sup>31</sup> また、弥熊郷や杉山郷内に寺領を持つているほか、「買得名主職内徳」として三十一俵分の得分がこの史料に記載されている。そして、これら買得した得分や寺領が「新寄進」という形で安堵されている。

若狭地域において武田氏が安堵の見返りとして「修理勤行や国家祈禱等を要求していた」（林論文）ことは前述したが、氏真は領国支配が動揺する三河にあつて、別の狙いから長仙寺へ買地安堵していたと考えられる。

《史料六》によつて、氏真が長仙寺へ「段銭」や「棟別（銭）」「用脚人足」などの諸役、検地のための立ち入りや竹林に至るまで守護・地頭らの「不入権」を認めていることがわかる。寺社への不入権は寺社の聖域性に起因するという見解もあるが、有光友学氏はその見解を否定し、戦国大名による不入権付与が給人領などにも認められることから、戦国大名の領国支配の観点からとらえ直している。<sup>32</sup> また、有光氏は「現在まで管見しえた戦国大名今川氏の全発給文書中、約一五%の百五十通あまりの文書は、不入権を付与ないし安堵するいわゆる不入文書である」とし、今川の領国支配が不入権付与に積極的であつたことに触れている。

一方、《史料六》に「任天沢寺殿（今川義元）判形之旨」とあるとおり、この判形（安堵状）は、義元から氏真へ代がわりしたことを契機に発給されたともいえるが、それだけとは考えにくい。この安堵状に「依有年来令收務之由訴訟」とあるとおり、もともと収務すべき生産物が納められず、違約あつたことに対して寺側が訴えを起し、たことに起因していることがわかる。この場合の訴訟の用語であるが、「訴訟」公事」とせず、上位者に対する訴



願や嘆願という意味として解したい。だとすると、今川と松平との戦いで三河の領国支配が動揺している状況に鑑み、長仙寺が違約の状態にある権利回復を狙って氏真に安堵を求めたというケースも想定しておく必要がある。

そうやってこの不入文書を読み直すと、氏真が領国支配を安定させるため、むしろ積極的に、宗教的な権威でもあり、地主でもある長仙寺に買得地の安堵と不入権という特権を与えたと理解することもできる。

たとえば、永禄三年十一月十三日付の三河国財賀寺宛て氏真判物に「開発之地、同棟別諸公事・臨時課役等、為不入任先例免除之事」<sup>(33)</sup>とあり、ここでも開発地での諸役免除と同地への不入権を付与している。「先例に任せて」とあるものの、この財賀寺が、東三河における今川方の有力武將である吉田城（豊橋市）の牧野信成ゆかりの寺であることを考えると、政治的判断から開発地の諸役免除と不入権を与えた可能性も否定できない。次の永禄三年九月二十七日付の判物（安堵状）<sup>(34)</sup>も、政治的判断を裏付ける史料の一つとなろう。

吉田城と共にもう一つの重要な今川の拠点である牛久保（豊川市）の岩瀬雅楽助に宛てられたものである。この岩瀬氏は、史料から金融業に携わり、居住する宝飯郡内で土地の開発や買得を進める土豪層だと考えられるが、氏真はこの雅楽助に対して「永代売買之儀、就売主退転者不可立之、徳政・年期払一切停止了」として、買得した土地を安堵している。のみならず、「其外之輩に縦雖出先判并印判、不可立之、向後雖企訴訟不可許容」として、この雅楽助に宛てた判物がほかの「印判」に優先するという文言まで与えているのである。

こうして、氏真が買地安堵を含めた安堵状・宛行状の発給を積極的に利用し、動揺する在地社会の安定を図ろうとした戦術がわずかながら、垣間見えてこよう。

## 二 「競望之輩」と検地増分および加地子安堵

駿河・遠江という今川氏本来の領国においても氏真の判物（安堵状・宛行状）に「競望之輩」<sup>きやうぼうのやから</sup>や「横妨之輩」<sup>おうぼうのともから</sup>

などの文言がみえ、若林淳之氏は「名職をめぐる競望というものが、一般的に見て、氏真の時代になると——詳しくは永禄三年五月桶狭間の敗戦後——著しく多くなって居る<sup>36</sup>」と述べている。

たしかに、今川領国において競望関係が生じるケースの大半がその「名職」に関連している。

《史料七》杉本文書1『静岡県史料』第一輯所収

駿河国泉郷為案内者、子年令検地之上、貳百俵之増分出来、其上本増共可為定納之由、致請納之條忠節也、彼本増之外、相抱名職之内、増分拾石壹斗、并見出畠錢之増分共五貫文、永代所出置也、但惣國大風大旱魃惣虫付之年者、以奉行明鏡可改之、若於向後、代官百姓等為横合、抱置名職雖令競望、一切不可許容者也、仍如件、

天文廿二年

二月十二日

(義元)  
(花押)

杉山善二郎

《史料八》舊家庭村民十郎兵衛文書1『同』第一輯所収

(前略) 然者彼本増之外、相抱名職之内、増分拾石壹斗并見出畠錢之増分共五貫文、永代所出置也、雖然去卯年重而有訴人増分雖申出、彼忠節分之儀者、任先判形之旨、年来被出置之上者、縦於向後代官百姓等為横合、抱置名職雖令競望、是又任先判形之旨、永不可有相違者也、仍如件、

永禄参申庚年

八月八日

氏真(花押)

杉山縫殿助殿

以上の史料はほぼ同じ内容を持つ(《史料八》の前略部分は《史料七》と同一の記述)。

まずはじめに、「相抱名職」として杉山氏が名職を所有する土豪層であることを確認しておきたい。「名職」名主

職」であり、戦国期の名主職は加地子名主職と呼ばれるとおり、彼らが「相抱える田畠」から得点を收取していたことは、間違いない。

いずれの史料も、駿河国駿東郡泉郷を対象に「壬子」の年にあたる天文二十一年（一五五二）に検地がおこなわれたことを記しており、その検地は泉郷の土豪である杉山氏の案内によって実行され、その結果、二〇〇俵分の「増分」が打ち出されたこともわかる。その「本増」部分については杉山氏が年貢の「定納」を請け負い、本増部分以外にも、杉山氏が相抱える「名職」から増分が打ち出されたものの、それらは年貢本増分の「請納」や検地の「案内者」という「忠節」に報いる形で杉山氏に与えられている。そして「代官百姓」らが杉山氏の「名職」を「競望」しても「一切不可許容者也」（《史料七》）、「任先判之旨永不可有相違者也」（《史料八》）として、杉山氏の「名職」を安堵している。つまり、以上の史料は、安堵を求める地主側が善二郎から縫殿助へ、そして安堵する大名側も義元から氏真へ代がわりしたため、あらためて安堵状が発給されたと解釈するのが一般的であろう。

しかし、この四年後の永禄七年（一五六四）六月の氏真判物（安堵状<sup>(38)</sup>）には、杉山縫殿助の名職内の増分田畠について「然處飯尾・若狭入道號新田雖成競望」として、競望関係にある「飯尾若狭入道<sup>(39)</sup>」という個人名が記載されている。こうみると、永禄三年の時点でも実際には何者かと競望関係にあった可能性があり、杉山氏の名職は頻繁に「競望之輩」や「横妨之輩」などの脅威に晒されていたともいえる。

このように今川領国内で名職をめぐる競望関係が生じる理由について検討しようとする場合、やはり『今川氏仮名目録』第一条の規定との関係に注目せざるを得ない。同一条にこう定められている。

「譜代の名田、地頭無意趣に取放事停止之畢、但年貢等無沙汰においては是非に不及也、兼又彼名田年貢を可相増よし、望む人あらば、本百姓に望みのことく可相増、かのよし尋る上、無其儀は、年貢増に付て、可取放也、但地頭本名主を取かへんため、新名主をかたらひ、可相増のよし虚言を構へば、地頭に於いては、かの所領を可没収、

至新名主は可処罪科也」

概略すると、年貢の増分を約束して名主職（本名主）を望む百姓に対する競望を認めた内容になっている。つまり、分国法によって今川氏が競望関係を助長し、年貢増を意図しているとも理解できる。この解釈に対して「この規定は）新名主の出現を奨励するのではなく、むしろ、本名主・本百姓の地位を条件付で保障することに主眼が置かれている」とする論もある。たしかに、前述の杉山氏の場合も、今川氏は飯尾若狭入道らの競望を認めず、忠節を理由に名職を杉山氏に安堵している。だが、同日録第一条に対応する判物として注目されている次の史料はどのように解釈すべきなのか。先代の義元が発給した事例になるが、その判物を次に示す。

《史料九》舊大宮司富士文書22『静岡県史料』第二輯所収<sup>①</sup>

富士上方當知行百姓内徳之事、

右、不知于地頭、為給恩望出輩、乍帯判形、不及是非之沙汰、經年月、求自然之使出之、企訴訟者、一切不可許容、若自今以後、令失念雖出判形、不可相立之、并丙午庚戌年兩度令檢地已後、本田之荒地、其外芝原切發所之事、當秋以奉行相改可令所務、其上以増分新百姓令競望者、如法度本百姓爾相届、於不請納者、新百姓可申付者也、仍如件、

天文廿二年

三月廿四日

治部大輔（花押）

富士又八郎殿

富士又八郎は富士浅間神社の大宮司職にある地頭（今川氏被官）であるが、丙午庚戌年兩度、つまり天文十五年（一五四六）・同十九年（一五五〇）の二度にわたる檢地以降に開發した「本田之荒地」あるいは「芝原切發所」

については、同二十二年（一五五三）の秋に予定される「相改」（増分打ち出し）によって富士氏に「所務」させるとある。そして、新百姓の増分申請があり、本百姓（≠名主）がその増分を拒否したら、あらたに新百姓に申し付けるという。

とくに本稿にとって重要なのは前段の開發地の増分打ち出しについてである。それら開發地（本田之荒地など）を、この判物では「百姓内徳」と呼んでおり、本稿でいうところの戦国期の得分を指している。この「百姓内徳」については有光氏は「開發の成果を吸収する「名主」<sup>(43)</sup>」「百姓」層の得分にたいする権力介入」であると結論付けている。しかし、あくまで「可令所務」であり、実際に所務したか否かは確認できない<sup>(44)</sup>。今川氏が戦国期の得分、いわば「百姓内徳」をどうとらえていたか、次の史料がそれを如実に表している。

《史料十》神尾文書『静岡県史料』第二輯所収

賀嶋之内前田之郷、自前々抱置名職之事、

右、去乙卯年有訴人改出本増五拾貳貫七百文、此内參拾五貫五百文納所之分、殘而拾七貫貳百文加地子、此外居屋敷外屋敷寺屋敷彦四郎屋敷共、為給恩被出置天澤寺殿御判形明鏡之上者、如前々令扶助畢、彼郷中自餘仁於申付之地頭令難澁者、加地子拾七貫貳百文屋敷等芝河原共引分可所務、然者本田方分、椎尾寺領之内田畠分、蓼原分、下方惟村藤三郎分畠屋敷共、如前々永不可有相違、定年貢於不沙汰者、縦當地頭雖申懸非分、今度令供為忠節申付之間、不許容、但相定年貢於令無沙汰者、抱置名職可為地頭計、加地子之儀者不可有相違者也、仍如件、

永禄十二年己巳年

八月四日

氏眞（花押）

## 神尾藤四郎殿

神尾藤四郎は駿河国富士郡賀嶋郷に「名職」を持っており、《史料七・八》の杉山氏と同じく土豪・地主層といえる。「乙卯年」つまり弘治元年（一五五五）に、競望関係にある何者かから訴えがあつて増分が加えられ、加地子得分を含めて五十二貫七〇〇文が打ち出された。ところが、このうち三十五貫五〇〇文は年貢として地頭に上納する必要のあるものの、十七貫二〇〇文の「加地子」については「天澤寺殿（今川義元）御判」（安堵状）があるため、地頭が難渋を理由に干渉してきても「納所之分」とは引き分けて神尾氏が所務すべきだと決定されている。

しかも、神尾氏が「定年貢」を「無沙汰」しない限り、「地頭」の「非分」を認めないとしているのに加えて、「定年貢」を「無沙汰」して「抱置名職」は没収されても、「加地子之儀」は「不可有相違」という。この場合に氏真が神尾氏に求めているのは、「定年貢」の納入であつて加地子ではない。むしろ、年貢を納めることによって神尾氏は加地子得分を従来どおり収取でき、仮に年貢を無沙汰して名職を没収されても、一部の加地子収取権は保護されるのである。<sup>45</sup>

その前提として《史料十》の「今度令供為忠節申付之間」という文言が重要な意味を持つ。その「忠節」の意味について本多氏は「軍役衆としての忠節」であるとしたが、卓見であろう。<sup>46</sup>今川氏もまた、若狭の武田氏と同じく、軍役を通じて被官・地主層の買得地を知行制度に組み入れているのである。

このことは土豪の神尾氏が今川の軍役衆として末端の家臣団に組み込まれることを意味する。つまり、神尾氏は在地において地頭に対して年貢を納める関係にありながら、加地子得分が上級権力である大名の「高」に組み込まれることにより、今川氏からみた軍役衆という位置付けになり、そこに一元的な関係が現出しているのである。<sup>47</sup>

しかしながら、その一方で今川氏の場合も、得分をみずからの収取体制の中に吸収する機会を放棄したとしか思えない。同じ「百姓内徳」でも、荒野などの開墾地に関しては、事実上の隠田としてとらえていた可能性があり、

したがって地頭に所務させようとしたが（《史料九》）、地主の加地子得分に対しては、收取体制に組み入れることに無頓着であったといえよう。

### 第三章 織田信長の買地安堵と検地

#### 一 信長の尾張統一と買地安堵

若狭の武田氏、駿河・遠江・三河の今川氏は共に地主の得分を顕在化させ、なおかつ、それを掌握しながらも、領国経営の根幹となる知行制に吸収したとは言い難い。それでは、永禄十一年（一五六八）、畿内に進出して織田政権を誕生させる織田信長はどうであったか。

信長は永禄四年（一五六一）、清洲城内に推戴していた守護斯波義銀を国外に追放し、名実ともに尾張の国主となつて<sup>48</sup>いるが、次の史料はその二年後の永禄六年十一月に発給された信長の安堵状である。

《史料十一》西加藤文書『愛知県史 資料編11』所収<sup>308</sup>

今度國中欠所候儀雖申付、代々免許在之上者、不可有別儀、於向後買徳田地等縦為何雖為下地、不可有異儀、然者前々売買之儀ニ付而出置判形之儀、於末代聊不可有相違、（中略）并新儀諸役不可在之候、自然如此免許類令棄破雖申付、数通判形出置上者、於何様之儀以此旨罷上、理可申者也、仍状如件、

永禄六

十一月 日

織田信長（花押）

賀藤全朔

賀藤紀左衛門尉殿

賀藤（加藤）延隆（入道全朔）は、熱田神宮門前に居住する土豪であり、史料から、信長がこの加藤延隆に買得<sup>49</sup>

地の安堵などをおこなっていることがわかる。この安堵状で重要なのは「今度国中欠所候儀雖申付、代々免許在上者、不可有別儀、於向後買徳田地等縦為何雖為下地、不可有異儀」とある前半部分である。そこには、加藤延隆が信長へ「買徳田地」の安堵を願ひ出た経緯が書かれている。

延隆は、天文八年（一五三九）三月に織田信秀（信長の父）より「年記（期）并永代買得田畠」などが安堵されており、その判物も残っているが、この年、あらためて信長に安堵を求めているのである。それには理由があった。信長が尾張一国に対して「国中欠所」を申し付けていたからである。欠所（没収地）となれば、買得地した田畠を没収される恐れが生じる。だから延隆はあらためて安堵を願ひ出たのである。

判物の文中に「前々売買之儀二付而出置判形之儀」とあることから、この安堵状とは別に買得地目録が存在し、そこに信長が加判している可能性も否定できない。だとすると、信長は所領没収という強硬手段をちらつかせ、地主層が収取してきた得点を掌握したことになるが、『愛知県史』によると、この施策は「尾張統一の過程で生じた闕所地（没収地）の宛行を総点検して、知行関係の再確認を図<sup>51</sup>」るものであると述べている。つまり、寺社や地主、家臣の知行地を総点検することが目的であって、得分の掌握は副次的な事象にすぎないわけである。

しかし、若狭地域でみた買地安堵の主体が、安堵を求める家臣・地主層にあり、武田氏側は受動的であったことと比較すると、織田氏の場合、知行の総点検をおこなうために「国中欠所」の申し付けという手続きを踏んでおり、主体が信長にあることに注目したい。また、今川氏真が三河で実施した買地安堵の場合、主体が氏真にあったとしても、動揺する領国の安定を図るという「後ろ向きの理由」である可能性が高く、信長の買地安堵とは一線を画すものとして考えるべきであろう。

それでは、こうして買得地の点検手続きによって掌握した得点に対して、信長はどのように反応したのであろうか。これまでみてきた武田と今川が得点を掌握し、それをあらたに扶持して給恩の地となし、軍役を確保している



ところまでは、信長も同じであると考えられる。しかし、問題はその次——つまり、得分を吸い上げて収取体系に組み入れているか否か。次に、検地の事例をもとに信長はどうだったのか、検証していきたい。

## 二 「越前検地」と得分

信長が畿内をおさえ、織田政権を発足させると畿内・北陸で検地をおこなうようになるが、最も研究が盛んな地域は越前である。その越前では宮川満氏<sup>(32)</sup>を先駆けとして、松浦義則氏<sup>(33)</sup>、脇田修氏<sup>(34)</sup>らによって、信長の重臣・柴田勝家がおこなった検地の実態が明らかになっている。

次に掲げる史料は天正五年（一五七七）の検地打渡状である。

《史料十二》野村志津雄家文書9 『福井県史 史料編5 中・近世三』所収

（前欠）

同所

畠五反十歩 同 三石七斗九升一合三勺九才

同所

山畑三反 同 壹石五斗

かたくろ

同壹町五反 同 七石五斗

ゆの谷

田小五十五歩 同 七斗二升八合一勺一才

同所

戦国期の「得分」めぐる戦国権力と地主の相剋

畑三反小十四歩 同 壺石六斗四升二合

宮坂はん頭地

同式反 同 壺石

水上宮たら 此内半分番頭地

田壺反小 同 式石

(中略)

(紙継目、裏花押)

田半卅歩 同 八斗七升四合二勺五才

下村小屋はた向谷

畑壺町五反 同 七石五斗

向谷

田大廿歩 同 壺石八升三合四才

はか山たうの谷

畑壺町五反 同 七石五斗

うしろて

田壺反 同 壺石五斗

(中略)

うへの山より東大くほ

田九反半四十歩 同 拾四石四斗一升六合八才

屋敷之間

畠二反 同 壱石五斗

居屋敷

三反半四十歩半 同 五石四斗二升五合一勺

以上七十三石二斗五升四合七勺一才

右此分打渡申所如件

-----  
(紙継目、裏花押)  
-----

天正五

二月廿四日 伏屋伝七(花押)

吉田五右衛門尉(同)

小野彦介(同)

山田弥左衛門尉(同)

天谷

御百姓中

・本文ニハ紙継目二箇所アリ。ソノ裏ニ吉田五郎右衛門の花押アリ。

以上は「伏屋伝七等検地役人連署打渡坪付」と呼ばれる史料である。伏屋伝七以下四名の検地役人が天谷村の「御百姓中」に、検地坪付によつて確定された村高(およそ七十三石)を打ち渡した文書である。その検地を受けて、五日後の二月二十九日には導場兵衛・向兵衛・下兵衛・中屋衛門ら天谷村の有力百姓八名が連署し、上記の打

渡された検地坪付を「無別義（ママ）請取申候」として、先の検地役人四名に対して請け文を提出している。<sup>55</sup>

こうして織田政権（柴田勝家）は、天谷村の村高を検地によって確定したということでも重要な意味を持つが、本稿との関連では「うしろて」という在所の「田壹反」に対して「一石五斗」という数字が対応していることに注目したい。この史料は前欠のため、その一石五斗が何を指すのか明示されていない。しかし、ほかに「水上宮たら」の「田壹反小」（二反二〇歩）に対応する斗代があり、それを反あたりに換算すると、やはり約一石五斗となる。こうしたことから松浦氏は「田は反別斗代一・五石で統一されている」という見解を打ち出している。<sup>56</sup>

一方、越前における他の検地史料、たとえば越前国織田庄指出水帳<sup>57</sup>をみると、「御年貢米」や「段米」、「地子銭」「新本米」などを合計しても、土地の負担は軽微であり、宮川氏もまた早くから、織田庄において本年貢と加地子とを合わせた反別斗代（田地）が「一石前後―一石五斗前後」だと主張している。<sup>58</sup>したがって、その天谷村の分米にも得分が含まれているとみるべきだろう。

松浦氏はこうしたことから、勝家の越前検地において「荘園制度下の本役米・公事・加地子をあわせた額が収取の最低の基準とされていた」とみなし、「したがって勝家検地には農民の加地子（内徳）を吸収しようとする意図があったとみられる」と論じている。しかし、同時に氏は、織田政権の目的はあくまで村高の掌握であり、「反別一・五石という分米にもとづく収取のいわば結果として実現されるものであった」と結論付けている。<sup>59</sup>

織田政権が得分の収取を目的としていなかったことを裏付ける史料を示そう。天正四年（一五七六）三月一日、勝家が「國中申出条々」、つまり越前一国へ触れ出した掟書である。全部で七カ条からなる掟書の第二条に「名主百姓手前内徳小成物可為如先規事」とある。「名主百姓手前内徳」というのは名主百姓（名主）が収取する「百姓内徳」だと理解できる。やはり織田政権も、その戦国期の「得分」に関しては「先規の如くならずべき事」とし、引き続き、地主の収取を認めているのである。

そして、この布告の翌年に天谷村の検地がおこなわれる。つまり、「名主百姓手前内徳」の収取を認めたくえて検地を実施していることになる。やはり、松浦氏が指摘するとおり、織田政権の目的は、中間的な給人（家臣・被官）を通じてではなく、直に「村」を支配することに主眼が置かれていたといえよう。さらに、検地がおこなわれた二年後の天正七年二月二十七日付の三郎兵衛山林田畠讓状<sup>61</sup>に、妙珍という僧方へ讓渡すべき在所が記載されているが、その中には「ミやさか」と、『史料十二』の「宮坂」に対応する在所も含まれている。つまり、検地以降も、三郎兵衛が讓状に記載される土地の得点を収取していたからこそ、妙珍方へ山林田畠を讓渡することができたのである。

しかし、その一方で、村高を確定させることによつて、直に村を支配することが可能になり、織田政権は収取体系の中に得点を吸収する方向性を内抱しているといえよう。ここに、わずかながら織田政権が持つ先進性が示されているといえる。

## 結 論

戦国期の「得点」は「農民的剰余」と呼ばれるとおり、主に土豪・富農層（地主）に蓄積されたものであった。その得点について、強固な領国支配をおこなおうとした大名たちは、どのように取り扱ったのか、地主との相剋を探ることが本稿の目的であった。その分析手法として用いたのが買地安堵である。

変動期である戦国時代には在地社会においても「競望之族」「競望之輩」などが出現して、地主相互間の争いを表面化させていた。そこで地主たちは集積した得点を上層階級である大名へ安堵を求めようになる。若狭の事例では、その際に地主側が安堵を受ける土地の目録を指し出しており、大名側は買地安堵状を通じて彼らの得点を掌握することができた。だからこそ、買地安堵が戦国大名と地主との相剋を探るためには有効な手法だと考えたわけ

である。

本稿では買地安堵の研究が進む若狭（武田氏領国）と今川氏領国および織田氏領国について検討したが、各地域に共通するのは、家臣や地主の買得地を給恩の地としてあらためて扶持することによって各大名が知行制に組み入れようとしていることであった。その際、各領国によって差異がみられた。

まず武田氏領国においては、安堵を求める家臣や地主側に主体があり、その申請に基づいて武田氏は受動的に買地安堵をおこなっていた。今川氏の場合、永禄三年（一五六〇）から同四年にかけて、桶狭間の敗戦によって在地社会が動揺した三河において、その動揺を抑えるため、被官層が関係する買得地などに諸役免除や不入の地の特権を与えていた可能性を指摘した。一方、織田信長は尾張統一にともない、家臣や地主層の知行を総点検する流れの中で、織田氏側が主体となり、「国中欠所」という手続きを進め、彼らに買得地や所領の安堵を求めさせた。そうしなければ、彼らは買得した土地であっても「欠所」として没収される恐れが生じたためである。

このように各領国やその政治環境によつて差異を生じさせているが、主体的・受動的の別はあるにせよ、前述のとおり大名権力はこの買地安堵を通じて得分の掌握に成功し、その買得地をあらたに扶持することにより、土豪層へ軍役負担を求めることができるようになった。こうして知行制の中に得分を組み入れた形はできた。

しかし、それは軍役として家臣団を一元管理する体制に繋がったとしても①主に年貢を収取する地頭・国人層②主に得分を収取する土豪・地主層——という二重構造を在地に残したままとなり、中世的な問題は何ら解決されていないことになる。<sup>62)</sup>

武田氏は「国中買地方臨時之諸役」という「国役」をもうけていたが、それが現実的に履行されていたかどうかは、武田氏自身、地主に与えた安堵状でその徴収権を放棄してしまっていることから疑問である。

また、今川氏真は「荒地」などの開発田から生じる「百姓内徳」に対して地頭に所務させようとしていたが、こ

それはその土地が事実上の隠田となっているためである。ただし、それもあくまで地頭（家臣）と百姓（地主）との間の問題であって、むしろ家臣の勢力を伸張させる助けにはなっても、今川の領国支配に得分を組み入れることにはならない。

一方、今川氏は検地による増分打ち出しを図り、増分によって増えた年貢部分を本百姓（名主・地主）から吸い上げているものの、地主の加地子得分についてはそのまま地主に所務させている。つまり、今川氏はこと収取体制に限ると、同じ戦国期の「得分」でも事実上の隠田となったものに関しては関心を示すものの、それ以外の得分については無頓着であるように思われる。

それは畿内で織田政権を成立させた信長についてもいえることである。織田政権は、村高の確定という先進性を示しつつも、基本的に買地安堵や検地によって掌握した得分についてはそのまま地主層に収取させていたと考えられる。

以上のことから、次のように結論付けられよう。戦国大名が買地安堵する際、安堵した土地を新たに扶持する形になるため、家臣や地主にとって軍役負担の増大はやむをえないとしても、彼らとしては、得分という経済的地盤まで奪われることはない。一方、大名も地主の買得地を給地化することにより、軍役増を実現できるのだから、一定の目的を果たしたことになる。こうして、戦国期を通じて高斗代の得分が存続し続け、土豪・地主層はその経済的利益を享受することができたのである。

しかしながら、ここで大きな疑問が持ち上がってくる。それは、なぜ戦国大名は得分を顕在化させておきながら、領国の収取体系の中に組み入れる努力を怠ったのか——ということである。筆者は行論の中で「無頓着」という言葉を用いた。たしかに今川氏の場合、事実上の隠田となる事例について反応するにもかかわらず、それ以外の得分については「無頓着」といわざるを得ない反応を示している。隠田は年貢未納という行為に通じ、戦国大名は年貢

に対して敏感に反応するが、それ以外は地主の経済的な権利として認識・容認していたのではないかとさえ思われる。

だが、そうした曖昧な解釈でこの問題を片付けることができないのも事実である。大名が地主の牙城に手を付けられない具体的な理由が存在するのではないか。今後、その問題について実証的に検討していく必要がある。

## 註

- (1) 泉南地域の永禄三年(一五六〇)の売券(中家文書院『熊取町史資料編Ⅰ』所収)に現われる田地の反あたり加地子は一石七斗もあり、年貢斗代が四斗三升であることと比較すると、いかに高い斗代を実現しているかがわかる。
- (2) 主に、戦国大名が作あい(得分)容認権力であったとする安良城盛昭氏(『戦国大名検地と「名主加地子得分」・「名田ノ内徳」―勝俣鎮夫氏「戦国法成立史論」によせて―』『史学雑誌』一九八一年)と容認権力でなかったとする勝俣鎮夫氏(『戦国大名検地について―安良城盛昭氏の批判に答える―』『史学雑誌』一九八三年)の間で争われた。
- (3) 藤木久志「戦国大名制下における買地安堵制―永正・天文期の伊達氏について―」(『地方史研究』一九六六年)
- (4) 下村效「戦国・織豊期徳政の一形態―土佐長宗我部氏の買地安堵・上表・徳政をめぐって―」(『国学院雑誌』一九七六年)
- (5) 下村氏はこのほか、本来は矛盾する「買地安堵」と「徳政」が長宗我部氏の権力的措置の原理として統一されていたことを実証している。窮乏した家臣からの徳政要求に対しては「判前の地」として対象から除外するが、無判の買地については「奉公之忠」に応じて実行されたとする。
- (6) 藤井讓治「戦国時代の加地子得分」(『赤松俊秀教授退官記念論集』一九七二年)
- (7) 河村昭一「戦国大名の買地安堵について―若狭武田氏を中心に―」(『兵庫県教育大学研究紀要』第五巻第二分冊、一九八四年度)
- (8) 水藤真「武田氏の若狭支配―武田氏関係文書・売券の検討から―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第二集、一九八三年)
- (9) 同
- (10) 若狭地域の中世史料を刊本化した『福井県史 資料編 8 中・近世六』『福井県史 資料編 9 中・近世七』を精査した結果
- (11) 神宮寺文書27『福井県史 資料編 9 中・近世七』所



収

- (12) 神宮寺文書36『同』所収
- (13) 林文理「戦国期若狭武田氏と寺社」(有光友学編『戦国期権力と地域社会』所収)
- (14) 「若狭郡県志」卷三(『越前若狭地誌叢書(一)』所収)に大塩氏城址として「在中郡口田繩村山上(中略)武田家の属士大塩長門守吉次所築之城址也」とある。
- (15) 別掲註(8)参照
- (16) 別掲註(6)参照。天文六年(一五三七)の売券(西福寺文書33『福井県史 資料編9 中・近世七』所収)で熊谷龜寿が西福寺上人へ「分米五石」の得分を二〇貫文で売却しているが、同時に「内裏段銭」なども売買対象になっている。
- (17) 近江坂田郡楞嚴院庄の寄進状(総持寺文書29『改訂近江国坂田郡志八』所収)に内徳として示される一反の田地の斗代は「一石五斗代」であり、そこから年貢負担分の合計六斗分を差し引いたものが「定得分」(九斗)として明記される。この九斗が地主・土豪層に集積された戦国期の「得分」である。したがって、地主の得分は、土地の内徳(＝剰余生産物)から年貢を含めた負担分を差し引いた残りとして成立するケースが一般的である。
- (18) 同じことは土豪の野崎氏の場合にもいえる。野崎氏が国人の大塩長門守の上級権力である武田氏に安堵を受けた時点で武田氏の被官になったと考えてよい。
- (19) 別掲註(8)参照
- (20) 別掲註(4)参照
- (21) 西福寺文書28『福井県史 資料編9 中・近世七』所収
- (22) 西福寺文書50『同』所収
- (23) 別掲註(7)参照
- (24) 神宮寺文書27『福井県史 資料編9 中・近世七』所収
- (25) 神宮寺文書44『同』所収
- (26) 中山寺文書21『同』所収
- (27) 「今川仮名目録」(『中世政治社会思想』上、岩波書店、一九九四年)「解題」
- (28) 永禄元年(一五五八)安堵状(浅間神社文書3『静岡県史料』第三輯所収)ほか
- (29) 『愛知県史 史料編11』「解題」(永禄四年の項)
- (30) 『愛知県史 資料編11』所収の史料から抽出した。ただし、合戦の論功行賞に関わる安堵状などは性格が異なるため除外してある。
- (31) 『田原町史』(中)一九七五年
- (32) 有光友学「戦国大名と不入権―大名領国の歴史的的位置づけのために―」(『戦国大名論集11 今川氏の研究』吉川弘文館、一九七四年)
- (33) 財賀寺文書『愛知県史 資料編11』所収45
- (34) 明応四年(一四九五年)の財賀寺建立棟札に「牧野古白」の銘があり、牧野古白は応仁の兵火によって焼亡した財賀寺を再建した。古白は牧野信成の父である。
- (35) 皆川博氏所蔵文書『愛知県史 資料編11』所収31
- (36) 若林淳之「天文―永禄期における今川氏―所謂政治的

- 権力の構造について―」（『戦国大名論集11 今川氏の研究』吉川弘文館、一九七四年）
- (37) 有光氏は「競望之輩」などからの訴えがあつて検地が実施され、増分が改出される「公事検地」論を提起した（『戦国大名今川氏の歴史的性情―とくに「公事検地」と小領主支配について―』『戦国大名論集11 今川氏の研究』、吉川弘文館、一九七四年）。つまり、「公事↓検地↓増分打ち出し」という流れになるが、今川氏の検地すべてに該当するわけではなく、下村氏らによつて否定されている（『有光友学氏今川検地論批判』『同』）。
- (38) 舊堂庭村民十郎兵衛文書？『静岡県史料』第一輯所収
- (39) 「名職」を競望しているところから杉山氏と同じ土豪層だと考えられる。
- (40) 『富士市史』（上）、一九七九年
- (41) 『史料十』とあわせ、戦国大名が「作あい（得分）容認権力」であつたか否かの論争に必ず使用される史料でもある。
- (42) ただし、次のような意見もある。本多隆成氏は「百姓内徳」にかかわる事書の内容は「并」の前までで一応は終わっており、他方「丙午庚戌年」以下の事書にかかわる内容は、後段部分で完結している」とみなし、「百姓内徳」が「加地子得分であるか、隠田や開墾地などであるか、いずれとも断定しえない」と論じている。「戦国大名今川氏領国下の在地構造」（『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館、一九八六年）参照
- (43) 別掲註(37)の有光論文参照
- (44) 地頭の富士氏が「百姓内徳」を所務したかどうかという問題もさることながら、これは、地頭と本百姓間の問題であり、今川氏が直轄領の知行に「百姓内徳」を包摂しようとした事例ではない。
- (45) 名職と加地子は不可分なものであるが、史料の末尾に「但相定年貢於令無沙汰者、抱置名職可為地頭計、加地子之儀者不可有相違者也」と記されており、名職を没収されても、加地子が分割され、加地子取取権の一部は引き続き、神尾氏に残されると理解できる。なお、得分が分割される例は近江地域などで散見される。
- (46) 別掲註(42)の本多論文参照。氏真がこの文書を発給した前年からの年の五月にかけて、武田氏（甲斐）の駿河侵攻によつて氏真は駿府を追われ、掛川城へ入り、さらには徳川氏に城を明け渡して掛川から蒲原へ行軍している。神尾氏がこの今川勢の一員として「従軍していた」とする。
- (47) 村田修三「戦国大名の知行制について―最近の先学の成果に学ぶ―」（『歴史評論』一九七四年）
- (48) 別掲註(29)参照
- (49) 信長が桶狭間合戦で今川義元の本陣を急襲する前、熱田神宮に参拝したが、このとき加藤氏が出迎え、信長が「おう、この戦はかとうぞ」といったという逸話が残る（熱田研究よもぎの会『史跡あつた』名古屋泰文堂、一九六二年）参照
- (50) 西加藤文書『愛知県史 資料編10』所収1337
- (51) 『愛知県史 資料編11』「解題」（永禄六年の項）

- (52) 宮川満 「室町後期の土地関係―越前国織田庄を中心に―」(『中世社会の基本構造』御茶の水書房、一九五八年)
- (53) 松浦義則 「柴田勝家の越前検地と村落」(『織田政権の研究』吉川弘文館、一九八五年)
- (54) 脇田修 『織田政権の基礎構造』(東京大学出版会、一九七五年)
- (55) 野村志津雄家文書10 『福井県史 資料編5 中・近世三』所収
- (56) 別掲註(53)参照
- (57) 宮川満 『太閤検地論』第三部第一章 「土地関係冊子類」4
- (58) 別掲註(52)参照
- (59) 別掲註(53)参照
- (60) 野村志津雄家文書8 『福井県史 資料編5 中・近世三』所収

(61) 野村志津雄家文書13 『同』所収

ただし、たとえば今川氏領国とそれを引き継いだ武田氏において、平山優氏は「本年貢に対してどれほどの増分(新開、隠田、加地子、その他の諸々の得分)があるかが把握され、それをもとに一元的な貫高制が形成された」(『戦国期東海地方における貫高制の形成過程―今川・武田・徳川氏を事例として―』上・下 『武田氏研究』二〇〇七年・〇八年)とする。そう考えると、知行役の算定基準額に地主層の得分も含まれているわけだから、まったく得分が収取体系の中に組み込まれなかったとはいえないかもしれない。しかし、だからといって、高斗代の得分は実際に地主層が享受しているのであり、戦国大名が得分を否定して収取体系の中に吸収したとはいえない。